

有罪答弁・答弁取引事件における判決の破棄について

吉田 有希*

要 旨

近時、日本に導入された協議合意制度はアメリカ合衆国の答弁取引を参照した制度とされる。答弁取引は有罪答弁の獲得を目的とした取引であるため、公判審理権等の放棄である有罪答弁を必ず伴う。本稿は、有罪答弁・答弁取引の全体像を破棄という側面から提示する。被告人は、一度なされた有罪答弁について争う場合、撤回・上訴・間接的攻撃の手段を通じて、任意性・知悉性の欠如か、規則11条違反を主張する。また、答弁取引過程で生じた検察官の行為や、合意内容ないしその義務違反を根拠に破棄を主張することがある。しかしながら、有罪答弁・答弁取引事件の破棄は、ごくわずかな根拠でしか認められず、救済が手続的障壁によって阻まれることもある。他方、有罪答弁や答弁取引に関する事後の争いを完全に封じるという極端な帰結は採用されていない。

目 次

- I はじめに
- II 有罪答弁・答弁取引の手続
- III 破棄の手段
- IV 有罪答弁に関する憲法上の主張——任意性・知悉性
- V 連邦刑事規則11条の手続
- VI 答弁取引と破棄
- VII ま と め

言などにより検察官に協力するかわり、被告人の刑を軽くしたり、不起訴にしたりする合意を認めるものである。協議合意制度はアメリカ合衆国における答弁取引 (plea bargaining) を部分的に参照したといわれる。

答弁取引は、有罪答弁 (guilty plea) の獲得に向けて、検察官が被告人に対し量刑上の便宜をはかる取引である。答弁取引は定義上、公判審理を経ることなく被告人の有罪を認定する有罪答弁制度の利用を目的とする。この有罪答弁・答弁取引制度が、どのような前提のもとで成り立っているのか考察することが、協議合意制度に関する比較法分析を進める上で有益である。

本稿は、有罪判決の破棄という観点から、連邦の有罪答弁・答弁取引制度の構造を分析する。要件論の次元ではなく、ことさら破棄という結果に注目するのは、必ずしも有罪答弁の適法要件とはいえないが、有罪答弁をした被告人の権利保障にかかわる手続違反によって、有罪答弁の破棄を導

I はじめに

平成28年刑事訴訟法改正により、日本の刑事司法に協議合意制度が導入された。協議合意制度とは、他人の犯罪事実を解明するため、被告人が証

* よしだ ゆき 法学研究科刑事法専攻博士課程後期課程

2017年10月6日 推薦査読審査終了

第1推薦査読者 安井 哲章

第2推薦査読者 中野目善則

くことがあるからである。また、手続上の工夫が破棄の障壁になっている面があるからでもある。

答弁取引は有罪答弁を伴う。しかし、有罪答弁は答弁取引を伴わないことがある。そこで本稿は有罪答弁に関する破棄と、答弁取引を原因とする破棄を分けて論じる。有罪答弁と答弁取引はそれぞれの定義に従って使い分ける。

以下、Ⅱでは、有罪答弁・答弁取引の関係を整理し、それぞれが裁判所に受理されるまでの手続を概観する。Ⅲは、主として有罪答弁が受理された後、被告人はどのような手続によって破棄を求めることができるか、簡単に触れる。Ⅳは有罪答弁の憲法上の要件である任意性・知悉性を扱う。有罪答弁以前に生じたそれ以外の憲法違反は原則として争えないことも併せて説明する。Ⅴでは、連邦刑事規則11条に関連して、有罪答弁時の記録作成による有罪答弁破棄の防止と、規則11条違反という手続違反を根拠とした破棄を取り上げる。被告人に有罪判決を下すため裁判所がしなければならない事実的基礎 (factual basis) の調査もここで論じる。Ⅵは、答弁取引を原因とする被告人の破棄主張がどれほど認められうるのかをまとめる。最後にⅦでは、以上の分析を総括し、連邦の有罪答弁・答弁取引制度が破棄に関して現在どのような構造を取っているか考察する。

なお、合衆国憲法第6修正の弁護権保障は有罪答弁をした被告人にも当然及ぶ。このため、効果的弁護違反に代表される弁護権侵害は有罪答弁・答弁取引の有力な破棄事由になるが、紙幅の都合で取り上げることができなかつた。有罪答弁・答弁取引と弁護権の関係は今後の検討課題としたい¹⁾。

Ⅱ 有罪答弁・答弁取引の手続

1. 有罪答弁と答弁取引の関係

有罪答弁は、裁判所の前でこれをした被告人について、公判での事実認定を経ることなく、対象となった犯罪事実について有罪であるとみなす

ものである。正式には罪状認否手続 (arraignment) において、公訴事実に対していかなる答弁をするかという裁判所の問いに、被告人が有罪である旨の答弁をすることでなされる。通常、有罪答弁は、有罪の自認および公判審理権など憲法上の諸権利の放棄を内容とする²⁾。しかし、有罪答弁に類似するものとして、公訴事実を争わない旨の答弁である不抗争の答弁 (nolo contendere) や、有罪答弁をするが無罪の主張もするという Alford plea が存在する。不抗争の答弁や Alford Plea には、被告人による有罪の自認という要素が欠けている。にもかかわらず、これらも要件・効果の面でほとんど有罪答弁と同じものと扱われている。したがって、有罪判決を導く上で憲法上重要なのは、有罪の自認ではなく、権利放棄であると考えられる³⁾。

被告人が有罪答弁をし、有罪答弁の受理手続を経て、裁判所がこれを受理すると、公判を経ることなく量刑審理に移行する。そのため、公判が開かれた場合には被告人の有罪を立証しなければならぬ検察官にとって、有罪答弁は利用価値が大きい。そこで、検察官が刑の軽減などの利益を提示し、被告人から有罪答弁を獲得しようとする実務が生じてくる。これを答弁取引という⁴⁾。答弁取引の実務がいつ生じたのかは定かではないが、この取引が密行的になされ、記録に残りにくいということもあって、少なくとも1970年代に至るまで、合衆国最高裁が正面から答弁取引の事案を取り上げたことはなかつた。そのため、答弁取引の適法性も定かではなかつた。しかし、1970年の *Brady v. United States*⁵⁾、1971年の *Santobello v. New York*⁶⁾ で、合衆国最高裁は答弁取引の適法性を事実上認めた。答弁取引は、今日では各種立法により制度化されている。

2. 有罪答弁が受理されるまでの手続

公訴の提起を受けた被告人は、公判手続に移行する前に、罪状認否手続を経ることになる。罪状認否手続では、公開の法廷で裁判所が公訴事実の

内容を告知するとともに⁷⁾、公訴事実に対する被告人の答弁を求める。被告人がすることのできる答弁は有罪の答弁・無罪の答弁・不抗争の答弁である⁸⁾。被告人が答弁を拒否したときは無罪の答弁をしたものとみなされる⁹⁾。無罪の答弁をしたときには公判審理の放棄は生じず、手続が進行する。有罪答弁（ないし不抗争の答弁）では前述したように公判審理を経ずに被告人の有罪を認定することになる。もっとも、罪状認否手続の段階で有罪答弁する者はほとんどいない。無罪を勝ち取る見込みのないため、公判審理を受ける利益の薄い被告人であっても、最初は無罪の答弁をする。そうしなければ答弁取引の交渉の席につくことができないからである¹⁰⁾。答弁取引のために無罪答弁をする被告人は、答弁取引による合意がまとまった段階で無罪の答弁を撤回し、有罪答弁をすることになる。

被告人が有罪答弁をしても、そのことから直ちに公判審理を省略して量刑審理に移行するのではなく、裁判所が有罪答弁を受理しなければ効果が生じない。この有罪答弁受理手続は連邦刑事規則11条(b)に定められている。有罪答弁受理手続は、有罪答弁の憲法上の要件である任意性・知悉性の調査を主な内容とし、裁判所の質問や被告人の応答のやり取りが記録される¹¹⁾。しかし、知悉性のため必要な事項以外に、公判における交互尋問権の存在¹²⁾など、必ずしも被告人が理解していなくともよい事項についても裁判所の告知・調査が義務づけられている¹³⁾。

さらに、任意性・知悉性が肯定できても、有罪答弁の事実に基礎(factual basis)がなければ裁判所は有罪の判決をすることができない¹⁴⁾。

3. 答弁取引による合意が受理されるまでの手続

連邦刑事規則11条は、有罪答弁受理手続に加えて、11条(c)で答弁取引による合意の受理手続も整備している。被告人および検察官は答弁取引を

したとき公開の法廷で合意内容を提出しなければならない¹⁵⁾。

規則11条(c)は被告人の得られる利益に着目し、合意類型を3種類規定している。(1)他の公訴の取消しなど「公訴に関わる類型」(A類型)、(2)検察官が量刑審理で特定の量刑が適切だと述べたり、量刑ガイドラインの離脱条項の適用を申し立てたりするなど「量刑の推奨に関わる類型」(B類型)、(3)被告人に特定の刑罰を科す約束をしたなど「量刑に関わる類型」(C類型)¹⁶⁾である。

A類型とC類型は、合意が受理されたとき、裁判所の判断を拘束する。それゆえ、A・C類型では裁判所がもし合意を受理しなかったときには被告人に有罪答弁を撤回する権利が与えられる。裁判所は受理手続でその旨を告知しなければならない¹⁷⁾。合意の受理は量刑前報告書の提出まで延期することが可能である¹⁸⁾。これに対して、B類型の合意では、裁判所が検察官の求刑に従わなかったときでも、被告人に撤回の権利は付与されない。裁判所は撤回の権利が付与されないことの告知も受理手続でしなければならない¹⁹⁾。

Ⅲ 破棄の手段

有罪答弁・答弁取引の破棄は、答弁の撤回申立て、上訴、間接的攻撃のいずれかによってなされる。

1. 答弁の撤回

答弁の撤回は規則11条で定められた破棄手段であり、規則11条(d)に規定が置かれている。本条によれば、撤回は以下3つの場面で可能である。すなわち、(1)裁判所が有罪答弁を受理する前²⁰⁾、(2)裁判所が前述したA・C類型の合意の受理を拒否したとき²¹⁾、(3)被告人が撤回の公正かつ正当な理由(fair and just reason)を立証したとき²²⁾のいずれかに該当すれば認められる。

(1)裁判所が有罪答弁を受理する前であれば無条件で撤回が許容される。裁判所が有罪答弁を受

理したといえるのは有罪答弁受理手続が完了した時点である²³⁾。

(2) A・C類型の合意を裁判所が受理しなかったときも被告人は有罪答弁を撤回できる。前述したように、A・C類型の合意は受理されれば裁判所の判断を拘束する。そのため裁判所はこの合意の受理を拒絶することができる。この不受理の結果、被告人は有罪答弁を撤回できる権利を獲得する。

(3) 上記(1)または(2)に該当しないときであっても、量刑の言渡し前であれば、公正かつ正当な理由の立証を要件に撤回が認められる。アメリカ合衆国の量刑審理は相当程度長期化し、その間であれば撤回の申立ては可能なので、撤回による破棄がなされうる期間もそれだけ長い。公正かつ正当な理由の立証責任は被告人にある。しかし、被告人は撤回の申立てをするだけで、自動的に公正かつ正当な理由を立証するための証拠審問の権利を獲得するわけではない²⁴⁾。被告人が公正かつ正当な理由に該当する事実を主張しているときに限って、証拠審問が必要的になる²⁵⁾。被告人がそのような事実を十分に主張できていない場合、裁判所は証拠審問を開くことなく申立てを却下してよい²⁶⁾。証拠審問手続では、当事者主義や効果的弁護等の手続保障がなければならない²⁷⁾。

公正かつ正当な理由の判断基準は、巡回区ごとに異なっており、統一されていない。しかし、有罪答弁の任意性・知悉性、規則11条違反の有無、被告人の無実主張、撤回申立ての時期、撤回による検察側の不利益を考慮するという点で概ね一致している。公正かつ正当な理由の判断は事情の総合考慮であるため、以下で詳述する有罪答弁の要件が充足されていたとしても、撤回が認められる場合がありうる。もっとも、それは極めて例外的にしか許容されない²⁸⁾。任意性・知悉性の欠如や、規則11条違反といった上訴・間接的攻撃における破棄事由を公正かつ正当な理由の根拠として、有罪答弁の撤回を求めることも当然可能であり、被告人は通常そのようにする。

2. 上訴・間接的攻撃

量刑が言い渡され、終局裁判に至ると、被告人は上訴か間接的攻撃(collateral attack)によらなければ有罪答弁や答弁取引の破棄を求めることができない²⁹⁾。

上訴は、間接的攻撃とは異なり、憲法上の権利侵害やそれに類する重大性がなくとも審査可能である。ただし、事後審であるため、原則として、原審地方裁判所に提出された証拠によって解決できる事項のみ主張できる。

間接的攻撃は、上訴手続を尽くした後、典型的には憲法上の権利侵害があるという事件について、さらに救済を求めることができるものである。連邦事件では、合衆国法典第28編2255条に基づく訴えが代表的である。間接的攻撃の手続では、申立人である被告人の主張を支える事実を追加で立証するため証拠審問を開くことができる。しかし、救済範囲が限定的であるのみならず、手続的な制約も上訴に比べてはるかに厳しい³⁰⁾。

IV 有罪答弁に関する憲法上の主張——任意性・知悉性

有罪答弁をした被告人には公判を経ることなく有罪判決が言い渡される。そのため、有罪答弁は公判審理権等、憲法上の諸権利の放棄を意味する。憲法上の権利の放棄とは、被告人が存在を「認識している権利や特権を意図的に処分する」ことを指す³¹⁾。任意性と知悉性は有罪答弁の憲法上の要件である³²⁾。

1. 任意性

脅迫、実現不能な約束等の不実告知、検察官の職責に照らして性質上不当な買収(bribe)等の約束によって被告人が有罪答弁したとき、強制によって有罪答弁したものと評価できるため、任意性が否定される³³⁾。有罪答弁が強制によるものと評価されるためには、有罪答弁と背後の動機との間に因果関係があるだけでは足りず、それ以上の事

柄が要求されている³⁴⁾。

任意性がないとされる例に、連邦捜査官が被告人に対し、虚偽事実の公表・証拠の捏造をして世論を煽り、州検察に死刑法定事件で公訴させるよう仕向けると言って有罪答弁させた場合（脅迫）³⁵⁾、公判前になされた証拠排除申立ての審査で、裁判官が被告人の証言について偽証罪に該当する可能性を指摘し、公判に進んで同様の証言をすれば2つの偽証罪で有罪となってそれぞれ5年の最高刑を科すことを示唆したその言葉が、被告人にとり公判審理を選択して証言を反復したら偽証罪で追加的に有罪になる趣旨としか解釈できず、これを受けて有罪答弁した場合（脅迫）³⁶⁾、捜査機関のたび重なる暴行に生命の危機を覚えて有罪答弁した場合（暴行）³⁷⁾、差別的訴追を根拠とする公訴棄却の申立てについて「有罪判決後に申し立てる権利がある」という旨の検察官・弁護士・裁判官の言葉から、差別的訴追を争う権利は、実際には有罪答弁後には排斥されるにもかかわらず、排斥されないものと誤解し、有罪答弁した場合（不実告知）³⁸⁾、被告人が有罪答弁すれば一定限度の刑になると弁護士から申し向けられたため有罪答弁したが、弁護士は答弁取引をしておらず、実際の量刑はそのとおりにならなかった場合（不実告知）³⁹⁾などがある。

これに対し、仮に公判審理を選択すれば死刑を科される可能性が生じるため、重い刑罰を受ける恐怖から有罪答弁したとしても任意性は否定されない⁴⁰⁾。たとえ陪審裁判を選択した場合にのみ死刑が科されうような罰条で被告人が訴追され、その罰条が陪審による公判審理権の行使という憲法上の権利行使に不当な負担を加えるものであって、合衆国憲法第14修正のデュープロセス条項に反すると判断されていたとしても、そのことは任意性の評価には関係しない⁴¹⁾。被告人が検察官証拠の強さや公判に進んだ場合の量刑について高く見込みすぎていたとしても、この判断ミスは有罪答弁を破棄する事情にならない⁴²⁾。

任意性の争いは答弁取引の過程で生じた検察官とのやり取りや合意内容をめぐって生じることがある。たとえば、もし有罪答弁しなければ、現状より重い公訴事実で訴追すると検察官が申し向けることがある。あるいは、被告人が有罪答弁したときの利益として、配偶者の量刑軽減や公訴取消しが合意内容に含まれていることがある。この合意内容や検察官が有罪答弁を獲得するために用いた戦術により、有罪答弁が強制によると被告人が主張するような場合、任意性の争いと答弁取引過程や合意内容が密接にかかわることになる。この点は答弁取引の項で適宜触れる。

2. 知悉性

被告人が知悉して有罪答弁したといえるためには、(1) 有罪答弁する犯罪事実の内容⁴³⁾、(2) 有罪答弁から生じる直接の結果⁴⁴⁾、(3) 放棄される権利⁴⁵⁾を理解していることが必要である。

(1) 有罪答弁する犯罪事実の理解を欠いた有罪答弁は、知悉してしたものとはいえない。有効な有罪答弁のためには、被告人が犯罪事実の正確な性質を現に覚知していなければならない⁴⁶⁾。たとえば、第2級謀殺の構成要素として「人の死を惹起する企図」が必要になることを知らずにした有罪答弁には知悉性があるとはいえない⁴⁷⁾。仮に客観的な証拠から被告人の犯意がほとんど推認されるところとしても知悉性の有無には影響しない。有罪答弁事件にあっては、陪審の事実認定に代わる判決の基礎は被告人の有罪答弁以外にないからである⁴⁸⁾。

ただし、必ずしも構成要素の全てについて理解が必要になるわけではない。被告人は構成要素のうち決定的要素を理解していればよい⁴⁹⁾。また、厳密な定義を認識していなければならないわけでもなく、たとえば、逃亡罪について正確には「適正な司法作用から逃れる犯意」が構成要素だったにもかかわらず、「いわゆる身柄拘束状態から重罪の態様で意図的に逃れること」としか説明を受け

ていなかったとしても、知悉性に欠けるところはない⁵⁰⁾。たとえ噛み砕いた表現であったとしても、犯罪事実が構成要素を満たしていることさえ認識できれば足りる。

有罪答弁受理手続の前には罪状認否手続があり、この手続では被告人が起訴状謄本を受理していることの確認がなされ、裁判所が起訴状の内容を読み上げる。起訴状には公訴事実の内容が具体的に記載されている。このことから被告人が公訴事実の内容を理解していることは通常推定できる⁵¹⁾。たとえ被告人が公訴事実そのものではなく縮小事実について有罪答弁したとしても、規則11条の有罪答弁受理手続では、被告人の有罪答弁が対象とする犯罪事実を裁判所は告知・説明しなければならない。有罪答弁の対象となる犯罪事実の告知義務を裁判所が履践すれば、被告人が事実の理解なく有罪答弁することはあまり考えられない⁵²⁾。

(2) 被告人が有罪答弁から生じる一定の結果を認識していなければ、知悉性があるとはいえない。有罪答弁から生じる結果とは、有罪答弁しなければ生じなかった事柄のことを指し⁵³⁾、典型的には有罪判決から生じる刑罰を意味する。しかし、一口に結果といっても、量刑として言い渡される拘禁刑や保護観察や、それ以外にも、有罪判決に付随する権利剥奪などさまざまな事項が存在する。そこで、有罪答弁の知悉性のため必要な結果とは、直接的結果に限られ、間接的な結果は知らなくてもよいとされる。

何が直接の結果か、間接の結果かは、明確に線を引くことが難しい。しかし、少なくとも被告人が有罪答弁時に法定刑の上限を知っていなければ知悉性が欠ける。また、絶対的下限刑⁵⁴⁾や義務的仮釈放の期間⁵⁵⁾についても認識していなければならないと判断した事案がある。間接的結果であるから認識が不要とされたものに、仮釈放の資格要件⁵⁶⁾、被告人の有罪答弁がその後提起された事件で証拠利用されうること⁵⁷⁾、性犯罪者プログラム

で履行しなければならない事項⁵⁸⁾、市民権や選挙権等が有罪判決によって剥奪されること⁵⁹⁾、有罪判決に伴う国外退去⁶⁰⁾などがある。

(3) 被告人は有罪答弁によって自己負罪拒否特権、陪審による公判審理権、対決権を放棄する⁶¹⁾。被告人はこれらの権利があることを知っていなければならない。ただし、有罪答弁すれば公判審理が生じないことは被告人にとってもほとんど自明であるから、仮に裁判官や弁護人からの説明がなかったとしても、憲法上放棄される権利を知らなかったといえる事案は稀だろう⁶²⁾。なお、有罪答弁は、後述のように検察官の公訴権濫用等、有罪答弁以前に生じた憲法上の権利侵害に関する主張を原則として排斥するが、このような憲法上の主張の排斥を知らなかったときも有罪答弁の知悉性が欠如し、破棄されるとしたものがある⁶³⁾。

3. 任意性・知悉性・弁護権以外の憲法上の主張と条件付答弁

たとえば、大陪審の選任から黒人が機械的に排除されていたという合衆国憲法第14修正違反など、有罪答弁以前に生じていた憲法上の権利侵害について、有罪答弁後の被告人は原則として争うことができない⁶⁴⁾。有罪答弁は刑事手続において、答弁に先行する出来事との連続性を切断するため⁶⁵⁾、有罪答弁の要件に関係しない憲法上の権利侵害は、その後の争いから排斥 (foreclose) される⁶⁶⁾。この結論は権利放棄 (waiver) から導かれるものではない。有罪答弁時点で被告人・弁護人ともに権利侵害の事実を知らなかったとしても、訴えを許容する理由にはならない⁶⁷⁾。

しかし、有罪答弁によって、先行する憲法上の権利侵害が全て審査不能となるわけではない。前記の規範には例外がある。合衆国最高裁は、被告人が有罪答弁以前の手続に憲法違反があると主張するのみならず、「被告人を裁判所に出廷させ、公訴事実に対して訴答させる検察の権限」に瑕疵があると主張し、これによって被告人に「裁判に付

されない権利 (the right not to be halted into court) があると認められる場合、憲法上の訴えが遮断されないとした⁶⁸⁾。これにより報復的訴追や二重危険があるという主張は提起することができる。こうした例外の創出は、包括的に排斥されるかのように見えた憲法違反の主張について、一定の類型に限ってではあるが、なお事後審査の余地を残すものであった。

もっとも、今日ではこの例外の妥当する範囲は狭められている。合衆国最高裁は、United States v. Broce⁶⁹⁾において、そのような判断を下した。本件被告人は高速道路建設の談合で2件大陪審起訴された。公訴事実によれば、前訴と後訴は談合の時期を異にしており、別々の建設計画を談合の対象としていた。被告人は答弁取引でそれぞれの共謀ごとに量刑が科されることに合意した。被告人は量刑の宣告を受けたあと、本件2つの公訴提起は1つの共謀に基づいており、二重の危険があると主張した⁷⁰⁾。

法廷意見は有罪答弁の有効性以外の争いは排斥されるという原則を確認し、本件事情において、被告人の有罪答弁した2つの公訴事実、その記載からして別々の共謀を示していることを指摘する。すなわち、公訴事実の記載に準拠する限り、共謀は2件あったのであって、被告人は別個の犯罪事実について有罪答弁したのだと評価できる⁷¹⁾。この犯罪事実を基準にすれば、二重危険は生じていない。本件事案は例外の基準を満たさない。排斥の例外に該当するためには、有罪答弁時に存在する証拠から、二重危険のあることが立証され、被告人に「裁判に付されない権利がある」といえなければならない⁷²⁾。合衆国最高裁は被告人の裁判に付されない権利を有罪答弁時の記録に基づいて判断しなければならないとすることによって、憲法違反の主張について再び限定的な処理をした。

それでは、有罪答弁をする被告人はごくわずかな例外に該当しない限り、任意性・知悉性・弁護権を除く憲法上の権利侵害を争うことはできない

のか。とりわけ、連邦刑事規則12条は、検察官のした公訴提起に関する主張や証拠排除申立てなどは、公判前の一定期間内にしなければならないと定めている⁷³⁾。被告人が公判前に規則12条の申立てをし、これが却下された場合、その後の通常上訴や間接的攻撃で公訴提起等に関する主張が排斥されることを恐れて、有罪答弁しない事態が考えられる。憲法上の権利主張が排斥されないようにするため、被告人が有罪答弁ではなく公判審理を選択する結果、司法リソースが無益に費やされ、また事件処理の迅速性を損なうことにつながる。規則11条改正の諮問委員会はこのことを不当な結果だと受け止めた⁷⁴⁾。

そこで、規則11条(a)(2)は条件付答弁(conditional plea)を定め、「被告人は、裁判所および検察官の同意を得て、条件付の有罪答弁または不抗争の抗弁をすることができる。この場合、被告人は、書面により、特定の公判前申立てに関する決定につき、上訴する権限を保持する。被告人は、上訴審において勝訴したとき、当該答弁を撤回することができる」としている。条件付答弁によって、被告人は憲法上の権利侵害を上訴審で争う権利を保持しながら、有罪答弁することができる。

V 連邦刑事規則11条の手續

1. 記録の作成

連邦刑事規則11条は有罪答弁受理手續と答弁取引による合意の受理手續を定めている。有罪答弁受理手續は主として、被告人の権利告知と、有罪答弁の要件である任意性・知悉性を被告人に対する質問の形で調査して記録に残すという役割を担っている。さらに、合意受理手續で検察官・被告人は、合意内容を裁判所に提出する。当事者間で取り決められ、密行的になりがちな答弁取引の合意内容を開示させることで、合意の適切性や答弁の任意性に関する裁判所の審査を及ぼすことにねらいがある⁷⁵⁾。たとえば合意義務違反の有無など、

答弁取引による合意に関わる争いが生じたとき、裁判所は原則として受理手続で提出された合意内容を基準に判断する⁷⁶⁾。

有罪答弁受理手続の記録が存在しないとき、任意性・知悉性という被告人の高度に主観的な領域に関する最良の証拠がないということになる。有罪答弁から数年が経過した後になって証拠審問を開いて事実認定をしようとしても困難がともなう⁷⁷⁾。場合によっては、証拠の不存在を根拠に任意性・知悉性がなかったとして有罪答弁が破棄されることもありうる⁷⁸⁾。規則11条の手続を遵守すれば、有罪答弁当時における被告人の任意性や知悉性を確認し、それ以外の権利も告知したという手続保障を尽くした記録が作成されるため、重要である。

翻って、裁判所が有罪答弁受理手続における義務を遵守し、記録が十分に作成されていれば、有罪答弁の任意性・知悉性が推定される。そして、撤回や間接的攻撃の事実認定根拠となる証拠審問を開かずに申立てを即時棄却することが可能になる⁷⁹⁾。規則11条の手続で被告人のした証言には強力な真実性の推定が働く⁸⁰⁾。このため、有罪答弁の破棄を求める際に主張する内容が規則11条の記録と矛盾するときには、被告人には重い立証責任が科される⁸¹⁾。規則11条の手続整備によって任意性・知悉性の争いは事実上ほとんど制限されている。

もっとも、規則11条の記録に反する主張をしたからといって、その後の争いが自動的に排除されるわけではないと合衆国最高裁は判断している⁸²⁾。何かしら合理的な理由があって、約束や脅迫等、規則11条の手続で証言しなかった事実を根拠に任意性が欠ける旨主張し、その事実が細部まで明晰に詳述されている場合には、証拠審問を開かなければならない⁸³⁾。しかし、そうであるとしても、証拠審問を開かなければならない事件は例外的である⁸⁴⁾。

2. 規則11条違反による救済と harmless error, plain error 法理

裁判所が規則11条で義務づけられている被告人の権利告知や調査等をしなかったとき、この規則11条違反を根拠として救済がなされることがある。規則11条の手続自体は憲法上の要請ではないが⁸⁵⁾、1で述べたような記録作成の重要性にかんがみ、合衆国最高裁は *McCarthy v. United States* で規則11条違反を理由とする有罪答弁の破棄を認めた⁸⁶⁾。本件は、地方裁判所が有罪答弁受理手続で、公訴事実の内容を理解しているか被告人に直接確認をせず、事実的基礎の調査もしていなかったという規則11条違反の事案である。合衆国最高裁は、規則11条違反があるとき、被告人の有罪答弁を破棄して答弁をやり直させることを救済とした⁸⁷⁾。規則11条の手続記録こそ、任意性や知悉性という被告人の主観面を立証する最良証拠であって、後の証拠審問手続ではこの水準の立証に達するのは困難であることがその理由である⁸⁸⁾。

しかし、今日では、規則11条違反の全てが直ちに有罪答弁の破棄を導くわけではないことが明らかになっている。

第一に、規則11条違反の主張は間接的攻撃ではほとんど救済されない。類型的に見て、規則11条違反は憲法上の権利侵害を生じるものでもなく、管轄権に関わる争いでもないから、連邦事件の間接的攻撃である第28編2555条の手続で救済される対象には当たらない⁸⁹⁾。完全な誤判や、公平な手続の根源的要請に反すると評価できる場合には2255条の手続で救済される余地はあるものの⁹⁰⁾、規則11条違反だけではその要件を満たすことはほとんど考えられない。

第二に、規則11条違反の主張は harmless error 法理の適用を受ける。harmless error 法理とは、「実質的権利 (substantial rights) に影響しない違反は閑却される」⁹¹⁾ というものである。ある違反が実質的権利に影響を及ぼさず、harmless error に当たるとき、判決の破棄は認められない、harmless

errorである旨の立証責任は検察官が負う。実質的権利への影響は、違反が判決に実質的影響を及ぼしたかによって判断され⁹²⁾、有罪答弁の文脈では、「当該規則11条違反により被告人の意思に影響を生じた可能性があるか」⁹³⁾、「当該違反がなかったとしても被告人が有罪答弁することによって変わらないか」⁹⁴⁾によって判断される。規則11条違反に対するharmless error法理の適用は、その旨を明らかにした規則11条(h)が1983年に制定されたことで確立した。

第三に、2002年、合衆国最高裁は、規則11条違反がある旨の異議を適時に提出しなかったときには、harmless error法理よりも基準の厳しいplain error法理が妥当すると述べた⁹⁵⁾。plain error法理は「当該違反が裁判所の注意を引いていなかったとしても、明白な違反があり、その違反が実質的権利に影響を与える場合、これを検討することができる」⁹⁶⁾ことを指す。アメリカの上訴制度では、何かしらの手続違反を生じた審級において裁判所に異議を提出しなかったとき、その違反を根拠とする救済の主張を喪失した(forfeiture)と評価され、原則として争うことができない⁹⁷⁾。plain error法理はこの喪失に対する救済を例外的に許容する。裏を返せば、地方裁判所で異議を提出しなかった手続違反は、plain errorに当たると評価されない限り、上訴審で当該違反を根拠とする救済を得ることができない。

plain error法理で救済が認められるためには、①違反、②明白性、③実質的権利への影響、④司法制度の公平、完全性または公共の信頼に深刻な影響をもたらすことのいずれも満たさなければならない⁹⁸⁾。このうち、実質的権利への影響はharmless error法理と同じく判決への影響のことを指すが、plain error審査ではharmless error審査と異なり、被告人に立証責任が転換される⁹⁹⁾。このため、被告人は、規則11条違反について、当該違反がなければ有罪答弁しなかった合理的蓋然性を立証しなければならず¹⁰⁰⁾、harmless error審

査よりも救済は認められにくい¹⁰¹⁾。

このように、規則11条違反による救済が許容される事案は少しずつ合衆国最高裁の判断および規則11条(h)の制定により限定されていった。規則11条違反の主張をする被告人にはharmless error法理か、plain error法理のいずれかが適用される¹⁰²⁾。両者に共通する実質的権利への影響の要件によって、被告人が救済を得るためには、ある規則11条違反のせいで告知されなかった権利の不知が被告人の有罪答弁判断を決定的にしたような事情が必要になる。しかし、権利を知っているか、知らないかが被告人の判断を左右した可能性のあるような事案は稀である。合衆国最高裁は規則11条違反の主張を地方裁判所に提出しなかった被告人に対し、plain error審査による合理的蓋然性の立証という高度の立証責任を負わせることについて、訴訟経済に資するだけではなく、有罪答弁の終結性(finality)を保護し、法的安定性を確保することを重要視したのであった¹⁰³⁾。他方で、規則11条違反が有罪答弁の破棄事由になるというMcCarthy事件の判例を変更したわけではなく、規則11条違反による破棄が皆無になったとはいえない。

3. 事実的基礎

裁判所は、被告人の有罪答弁を受理しても、判決の前にその有罪答弁の事実的基礎を確認しなければならない¹⁰⁴⁾。規則11条の義務である事実的基礎の確認は、有罪答弁しようとする公訴事実の理解に欠けるところはないが、実際に自己の行為が公訴事実には該当しないことへの理解を欠いている被告人の保護を目的とする¹⁰⁵⁾。すなわち、自分でのどのようなことをしたのか知っている被告人が、裁判所からの告知等を経て、有罪答弁する事実に対応する構成要素を全て理解したとしても、法的知識に欠けるため、実際の行為が構成要素を満たすかについて判断できていないということが起こりうる¹⁰⁶⁾。事実的基礎の調査は事実と法的評価を

架橋する役割を果たす¹⁰⁷⁾。なお、不抗争の答弁に事実的基礎は不要である¹⁰⁸⁾。

事実的基礎は構成要素のそれぞれになければならない¹⁰⁹⁾。しかし、直接証拠に依拠する必要はなく、間接証拠でも足りる。事実的基礎の証明水準は定かではないところもあるが、合理的疑いを超える証明は要求されていないことは疑いない。事実的基礎が確認できなかつたり、量刑審理の途中で被告人が否認に転じるなどして事実的基礎がなくなつたりしたときには被告人の利益のため有罪答弁を破棄して公判審理に入らなければならない¹¹⁰⁾。ただし、裁判所が事実的基礎の欠如を根拠に有罪答弁の受理を拒否したとき、その判断に十分な理由があり、権限濫用に当たらないことは最低限要求される¹¹¹⁾。

事実的基礎の確認方法は特に定められておらず、当該事案において適切な方法をとればよい¹¹²⁾。被告人の自認や、弁護人の応答、検察官の提出した証拠等、記録にあらわれたあらゆる情報に依拠することができる¹¹³⁾。事実的基礎の確認が量刑審理の終わりまで延期できると解釈する巡回区では、量刑前報告書の記載も参照することが許される。

最良の事実的基礎の確認方法は、宣誓の下、被告人に自分の言葉で事件の内容を説明させることだとされる。被告人の供述した行為や内心の意図が構成要素を満たすと判断できれば、事実的基礎の充分性に疑いはない¹¹⁴⁾。有罪答弁をしながら無罪の主張も行う Alford plea では、通常の有罪答弁よりも高度の事実的基礎を必要とする¹¹⁵⁾。

VI 答弁取引と破棄

検察官が被告人に何かしらの利益を提示して有罪答弁を獲得しようとする答弁取引がなされたとしても、有罪答弁の任意性が否定されないということは、1970年代の合衆国最高裁によって事実上認められた。これにより、答弁取引それ自体の適法性は疑いのないものとなった。答弁取引を肯定する実質的根拠は、過剰に増大した刑事事件の処

理には實際上、答弁取引が不可欠となっていること、迅速処理や終結性の確保に資することに求められる¹¹⁶⁾。

しかし、合意に至る過程や内容次第では、許容されない答弁取引もあるのではないかということが次第に問題となってくる。たとえば答弁取引での検察官の行為が強制に当たり、それによって有罪答弁を得たと評価されれば、有罪答弁の任意性が欠けるため、破棄しなければならないだろう。

答弁取引は当事者間の契約であるとアメリカでは一般に考えられている。被告人の側に提示される利益は何かしら限定があるわけではない。検察官が被告人に要求する履行内容も、有罪答弁することに加えてさまざまな条件を付加していると考えられる。したがって、答弁取引の合意内容は多種多様である。以下では、答弁取引に関わる行為を根拠に破棄が争われた代表的な場面をいくつか取り上げて論じる。

1. 報復的行為

答弁取引の交渉で優位に立つため、検察官が被告人を軽い犯罪で訴追しておき、有罪答弁しなければ証拠の裏づけのある重い犯罪事実で訴追すると申し向けることがある。Bordenkircher v. Hayes¹¹⁷⁾では、88.30ドルの証券偽造につき、検察官は当初、法定刑が2年から10年の拘禁刑である証券偽造罪で被告人を訴追した。しかし、その後の答弁取引で、被告人が有罪答弁すれば5年の求刑をすると持ちかける一方、重罪の前科が2件あることをとらえて、有罪答弁しなければ絶対的下限刑が終身刑となるケンタッキー州常習累犯法で訴追し直すと申し向けた。被告人は取引を拒否して無罪の答弁をし、検察官はケンタッキー州常習累犯法で訴追した。本件は、このような検察官の行為が報復に当たらないかが争点となった事案である。合衆国憲法第14修正のデュープロセス条項は、被告人の適法な権利行使を理由に報復として処罰を重くすることを禁止しており、この法理は

検察官が被告人の権利行使に対する報復として訴追を重くした場合にも妥当する¹¹⁸⁾。検察官が常習累犯法で訴追したことは被告人の無罪答弁を理由とし、公判審理権の行使に対する報復に当たるから、デュープロセス違反があると被告人は主張していた。

しかしながら、Hayes事件の法廷意見は、当該検察官の行為は報復に当たらないと結論した。公判審理で有罪となった被告人が州法に基づき上位裁判所での新たな公判審理を受けるため上訴を申し立てたのち、検察官が重罪で再訴追した事案と異なり¹¹⁹⁾、本件では権利を行使した被告人に一方的な制裁が科せられたのではなく、検察官と被告人が同等の交渉能力を持つ、互酬的な答弁取引の中で提示された条件であって、被告人が答弁取引の申し出を自由に受理・拒絶できる限り、制裁や報復の要素はないと理由付けた¹²⁰⁾。

法廷意見は、検察官の広範な訴追裁量には一定の憲法上の制約があることは認めており¹²¹⁾、報復行為に関する先例を変更するものではなかった。にもかかわらず、本件検察官の行為が報復には当たらないとするのは、被告人の無罪答弁を条件とする常習累犯法での訴追可能性が提示されたのが答弁取引過程だったから例外だとしたのだと考えられる¹²²⁾。すなわち、報復的訴追に当たる先例で事案は、検察官が一方的に権限行使をしているが、答弁取引は双方に利益がもたらされるのであって、処罰や報復の契機がない。法廷意見は報復的訴追の有無につき、答弁取引か否かで線を引いた。

Hayes事件の判示により、訴追を手段とする答弁取引は、結果として報復的行為に当たらないこととなった。法廷意見は、本件検察官の行為が、被告人を重い刑罰で訴追し、その後の答弁取引で軽い刑罰に縮小する（常習累犯法で訴追し、答弁取引で証券偽造罪に軽減すると持ちかける）のと変わりがないとあらかじめ断っている¹²³⁾。実際、最初に重い犯罪で訴追して取引することになれば、被告人側に相当の交渉能力がない限り、証券偽造

の罪まで公訴事実を縮小するのも困難だろうから、これがHayes事件でした検察官の行為より好ましいとはいえない¹²⁴⁾。実際上の帰結を考慮すれば、常習累犯法での公訴提起が先行すれば適法であり、答弁取引の交渉材料として常習累犯法を用いれば報復的訴追であって禁止されるという解決は、最初から避けられるべきものだった。

しかし、Hayes事件で合衆国最高裁は、そもそも無罪答弁すれば何らかの不利益を科すということ自体、被告人の権利行使を制約するため禁止されるのではないかというより根源的な問題も突きつけられていた。報復的行為を争点にする限り、重い犯罪事実での訴追に限らず、不利益の提示によって被告人の無罪答弁意思を削ぐような答弁取引が全て射程に含まれる¹²⁵⁾。こうした答弁取引を全く許容しない選択肢は合衆国最高裁には存在しなかった¹²⁶⁾。合衆国最高裁が刑事司法の現実に対応する処方箋として、ようやく答弁取引の適法性を認めたのは、本件のわずか7、8年前である。たった88.50ドルの証券偽造の事実で被告人に終身刑を科す訴追をすることがどれほど極端だったとしても、合衆国最高裁が答弁取引の弾力性を著しく失わせる判断をする可能性は乏しかった¹²⁷⁾。

もちろんHayes事件で争点となったのは、あくまで報復行為の禁止というデュープロセス違反の問題だけであって、検察官の行為が有罪答弁の任意性を失わせないかということは、具体的状況下で別途論じる余地がある¹²⁸⁾。しかし、そのような取引手法を用いることに違法性が乏しいと判断されたことにかんがみれば、任意性が欠けるという被告人の主張が奏功する事案は稀だろう¹²⁹⁾。

2. 第三者の利益を内容とする取引

答弁取引で合意された利益が主として共犯関係にある第三者にかかるものがある。大別すれば、被告人の有罪答弁と引き換えに、第三者を訴追しないという合意と、第三者の量刑を軽減するという合意に分けることができる。特に、後者の量刑

軽減の合意では、たとえば共犯関係にある者全員が有罪答弁することを条件に、通常の個別的な答弁取引よりも大きな量刑の軽減を約束する、いわゆる一括取引 (package deal) がなされていることが多い¹³⁰⁾。被告人には、答弁取引を求める憲法上の権利はないため、一括取引か公判審理かの選択肢を提示し、個別取引には応じないとすることも、検察官の権限である¹³¹⁾。

第三者の利益を内容とする取引をしたというだけでは憲法上の問題を生じないということについて、控訴裁判所の判断は一致している。しかし、訴追にかかわる合意については、当該第三者の公訴提起が適法になされうることが前提として必要であり、公訴提起の相当理由がなければ詐術を用いたと評価され、有罪答弁の任意性が失われる¹³²⁾。また、そうでなくとも、答弁取引において検察官が被告人以外の者の利益を提示したことによって、有罪答弁に関する被告人のリスク評価が歪むこととなり、虚偽あるいは本意ではない有罪答弁を誘引する危険がより大きくなる¹³³⁾。事情の総合考慮を行う任意性判断において、具体的事情の下、強制に当たると判断できる場合があることは否定されない。

第三者の利益を内容とする取引の危険性を認識して、ほとんどの巡回区では、規則11条の手続で、当該取引が第三者の利益にかかることや一括取引であることの開示がなされなければならないものとしている¹³⁴⁾。特別の注意を払ったといえるためには、具体的に、最初に一括取引を持ちかけたのは誰だったのか、弁護人の関与はどの程度だったのか、被告人は当該取引からどのような利益が得られると考えているのか、検察官以外の者から強制はなかったか等を質問することが有益であるとされている¹³⁵⁾。もっとも、これらは目安であってその通りの手続履践が求められるわけではない。実際にも、利益を享受する第三者が単なる共犯者に留まる場合と家族や血縁者である場

合で取引に内在する危険は異なっている。共犯者であるなら脅迫の危険が高まるし、血縁者であるなら被告人の自己犠牲の危険が問題となる¹³⁶⁾。そのような危険の性質に応じて任意性の調査をする必要がある。

結局のところ、第三者の利益を内容とする取引はもっぱら任意性との関係で問題となるのだから、取引内容に応じて適切な任意性の調査さえされていれば、それで足りると考えられる。しかし、こうした手続的配慮を欠けば、規則11条違反となるのみならず、第三者の利益を内容とする取引が被告人の有罪答弁意思に強制的な影響を与えた可能性が払拭できない¹³⁷⁾。有罪答弁受理手続での被告人の応答次第では手続記録による任意性の推定も十分に働かない¹³⁸⁾。

3. 証言協力と合衆国法典第18編201条 (c) (2)

答弁取引では、検察官が被告人に対し有罪答弁に加えて検察側への何かしらの協力を要請することがある。被告人は公訴事実について有罪答弁し、捜査機関の捜査に協力するかわり、検察官から有利な求刑や量刑ガイドライン上の軽減申立てを受けるとするのが一例である。

答弁取引に付された協力の内容はさまざまなものが考えられる。時として被告人は、共犯者等、他人の犯罪事実について証言することさえ取引内容とされることがある。ところで、合衆国法典第18編201条 (c) (2) は、証人に対する買取等の処罰を定める。すなわち、「何人も (whoever)」「合衆国の法律により証拠を聴聞し、もしくは証言を聴取する権限を有する裁判所、議会委員会、行政機関、委員会もしくは官吏の面前で、公判もしくは審問その他の手続で証人として証言すること、または当該手続を欠席することを理由に、直接または間接的に、何かしらの利益を供与、申込みまたは約束」した者は、「本条に基づき罰金を科され、または2年以上の拘禁刑を受ける」。この201条 (c) (2) との関係で、検察官が証言協力を条件

に刑の軽減等をはかる約束をしたことは、本条に該当する可罰的行為ではないかということが問題となり得た¹³⁹⁾。この論点が争点となり、最も先鋭化したのが第10巡回区控訴裁判所の *United States v. Singleton* だった¹⁴⁰⁾。本件では、検察官が被告人の共犯者と答弁取引を行い、有罪答弁する公訴事実以外に追加的訴追をしないこと、および証言協力の程度を量刑裁判所・保護観察委員会に報告することと引き換えに、共犯者が証言協力をし、有罪答弁することで合意に至っていた。これを受けて被告人はこの共犯者につき、検察官の行為が201条(c)(2)に当たることを根拠にして、公判前に証拠排除を申し立てたが、却下された。公判審理において、共犯者の証言が有罪を認定する証拠として利用されたため、被告人が上訴した¹⁴¹⁾。

201条(c)(2)の構成要素は、(1)何人であれ、(2)ある者に対して直接または間接的に供与、申込み、または約束をすること、(3)その供与、申込み、約束が価値あるものであること、(4)公判その他の手続において裁判所の面前で証言することを理由に贈呈、申込み、約束することである。本件で問題となった取引は約束に当たり¹⁴²⁾、証言を理由としていたのであって¹⁴³⁾、その者にとり重要で有利な利益の付与を対価にしたのだから価値性も肯定できる¹⁴⁴⁾。したがって、証言を理由に量刑上の便宜を約束した行為は201条(c)(2)で処罰対象となるものであり¹⁴⁵⁾、検察官といえどもこれを免れない¹⁴⁶⁾。当該証人の証言は、違法収集証拠として証拠排除される¹⁴⁷⁾。第10巡回区の合議体はこのように判断していた。

しかし、その後の大法廷判決は、合議体の判断を覆し、検察官が証言の見返りに不訴追等を約束したことは201条(c)(2)に該当しないとした¹⁴⁸⁾。両者の判断を分けたのは、201条(c)(2)の主体である「何人も」の解釈である。何人の意味内容を字義通り解釈すれば、誰であれ例外を許さず主体に該当するに思われる。しかし、アメリカ合衆国では伝統的に、国家権力は明文上、ある法

規の規律対象となることが明らかにされていない限り、その法規の適用を受けないという原則があった。もっとも、次第にこの原則は修正され、規律対象から国家権力が外れるのは、特権として認められる国家権力の大権が奪われる場合か、国家権力に当該法規を適用すると不合理な結果が生じる場合に限られると解釈されるようになっていった。

Singleton 事件の合議体は、証人の証言を得るため不訴追等の約束をした検察官を201条(c)(2)の処罰対象に含めても、この例外にはいずれも該当せず、検察官の構成要素該当性は肯定できると考えた¹⁴⁹⁾。これに対して大法廷の法廷意見は、まず、訴追権限など検察に委譲された国家機関の大権を行使する範囲内で、個々の検察官は合衆国の分身と推認されること、「何人も」の語義からして自然人が対象であり組織体は含まれないこと¹⁵⁰⁾を指摘する。そして、201条(c)(2)の主体に検察官が含まれないかについて、検察官が証言と引き換えに証人へ手続上有利な取扱いをすることは、コモンロー以来是認された実務であるが¹⁵¹⁾、これは、検察官個人を通じて合衆国が訴追裁量等の権限を行使することでしか達成されない¹⁵²⁾。仮に201条(c)(2)が検察官に適用され、その権限行使に制約が加えられるとすれば、コモンローの蓄積によって許容された大権が侵害される¹⁵³⁾。したがって、201条(c)(2)の主体に検察官は含まれないと判断した。

Singleton 大法廷判決の結論は、他の巡回区にも受け入れられている¹⁵⁴⁾。連邦において量刑上の有利と引き換えに証言協力を求めた検察官の行為につき、201条(c)(2)該当性を主張しても、奏功することはほぼ考えられないといえる。*Singleton* 事件は、証人が証言に関する取引をし、公判に進んだ被告人が証拠排除の文脈で201条(c)(2)を争った事案だが、検察官と証言協力をも内容とする答弁取引を結んだ被告人が、同様に当該取引は違法であると主張しても、救済を得られるとはい

いがたい¹⁵⁵⁾。

一方で Singleton 大法廷判決の法廷意見は、その結論に依拠しても、たとえば検察官が証人から虚偽の証言を獲得するため、金銭を支払うというような行為は、201条(c)(2)の処罰対象となるとしている¹⁵⁶⁾。国家機関が証言の見返りとして与えると通常認められるもの以外の利益を検察官が提示した場合、国家機関の大権を行使する分身とはいえ、主体から除外される根拠を失うからである¹⁵⁷⁾。そのようなとき、もはや検察官は国家権力の代行者たる「検察官」の資格を失い、単なる個人としか評価できない。このような解釈を通して、大法廷判決は個人の行為と機関の行為を峻別し、証言取引で提示される利益を間接的に規律する余地を残したのである。

4. 上訴権放棄条項

上訴権放棄条項とは、量刑ないし有罪判決に対する上訴を放棄するという当事者間での取決めのことである¹⁵⁸⁾。答弁取引の合意に上訴権放棄条項が含まれることは稀ではない。

上訴権放棄条項について、合衆国最高裁が正面から取り上げたことはないが、少なくとも控訴裁判所は一致して適法と考えている¹⁵⁹⁾。上訴権は憲法上の権利ではなく、法律上の権利であり¹⁶⁰⁾、答弁取引においてこのような権利放棄を約束しても許容されると解釈されている¹⁶¹⁾。上訴審で何が争点となるのか、有罪答弁時点であらかじめ知ることが不可能であり、上訴権放棄で放棄される具体的権利の内容——将来の違反行為によって侵害される権利——を被告人が正確に把握することはできないが、そのことは上訴権放棄を妨げない¹⁶²⁾。被告人は上訴権放棄によって、検察官からたとえば他の訴追を取り消すなど、より有利な量刑を獲得でき、また、司法制度の側に立っても、無益な訴訟を減らすことで刑事事件の処理に当たって効率性と終結性を確保することにつながるとされる¹⁶³⁾。

しかし、上訴権放棄条項が常に裁判所の事後審査を遮断するわけではない。まず、上訴権放棄条項は、被告人の上訴に関する控訴裁判所の管轄権を失わせるものではない¹⁶⁴⁾。検察官は被告人の上訴に対し、上訴権放棄条項の援用をしなければならず、これを怠ったとき、上訴権放棄条項は効力を持たない¹⁶⁵⁾。そして、たとえ検察官から上訴権放棄条項の援用があったとしても、それによって本当に被告人の上訴が排除されるかは控訴裁判所の審査を経なければ判然としない。

すなわち、上訴権放棄は権利放棄の一種であるから、権利放棄の適法要件を満たしていなければならない。また、被告人のした上訴が権利放棄対象に当たるのか確認する必要がある。さらに、上訴権放棄は、通常、裁判所が手続違反を生じる前の時点でなされる。上訴権を放棄したとはいえ被告人があまりにも極端な違法を甘受すべきだとはいえない。そこで、上訴権放棄にもかかわらず、例外的に被告人の保護を優先すべき場合がありうる¹⁶⁶⁾。答弁取引は、契約の一種であるにもかかわらず、特異な契約であるから、公正さや手続保障の充分性というデュープロセス上の注意を払わなければならない。このことからしても、救済の余地のあることが望ましい¹⁶⁷⁾。

したがって、上訴権放棄条項が有効といえるためには、第一に、上訴権放棄に関する被告人の任意性・知悉性がなければならない。上訴権放棄の任意性・知悉性は、合意の文言と規則11条の手続履践によって総合考慮される¹⁶⁸⁾。一般に、上訴権放棄条項は、「被告人は任意かつ知悉して一定の上訴権を放棄する」という文言になっていることが多い。しかし、より重要なのは、規則11条(b)(1)(N)が上訴権放棄条項に関する規定を置き、裁判所は「合意に含まれる上訴または間接的攻撃をする権利の放棄条項」について告知をし、被告人の理解を確かめなければならないとしていることである。裁判所の規則11条(b)(1)(N)違反があるとき、場合によっては上訴権放棄の任意性・知

悉性が否定されることもある¹⁶⁹⁾。

第二に、被告人のした上訴や間接的攻撃が、上訴権放棄条項の対象に含まれていなければならない。被告人・検察官の契約である答弁取引には、その合意の解釈にあたって契約法の原理が妥当する。答弁取引による合意内容に曖昧な部分があるとき、その曖昧さは、合意の起草者である検察官に不利な解釈をする¹⁷⁰⁾。たとえば、上訴権放棄条項では量刑に対する上訴の放棄しか明示的に言及されていないようなとき、被告人が量刑ではなく有罪判決に対する上訴を提起しても、上訴権放棄条項によって控訴裁判所の審査は遮断されない¹⁷¹⁾。反対に、損害填補命令に関しての上訴は、少なくとも合意の中で被告人に損害填補命令が科される可能性について触れられており、答弁受理手続や量刑前報告書でも同様の告知がなされている限り、量刑に対する上訴権の放棄に含まれる¹⁷²⁾。

第三に、仮に上訴権放棄条項を有効とすると誤判を生じる場合、上訴権放棄条項は無効になる。誤判の有無は、上訴根拠となった違反の性質・類型・重大性、被告人に対する影響、上訴を認めたことで生じる検察官の不利益、被告人が黙認したといえる範囲を考慮して決める¹⁷³⁾。誤判の例外は、上訴権放棄の第一、第二の要件を満たしていても上訴審理を認める意味で、刑事手続の公正を担保するための最後の砦である。他方、誤判の例外には無罪や不公正に類するような強力な立証が要求されているのであって、安易に認めてよいものではない¹⁷⁴⁾。

以上のように、少なくとも、被告人の上訴権放棄に任意性・知悉性があり、当該上訴が上訴権放棄条項の対象に含まれ、上訴権放棄を認めても誤判を生じないとき、上訴での審査が遮断される。

しかし、そもそも被告人が有罪答弁や、答弁取引による合意全体の破棄を求める場合、上訴権放棄条項によって裁判所の審査を妨げることはできない。そうした主張が奏功すれば、有罪答弁や、答弁取引による合意が無効となり、当然に上訴権

放棄条項も効力を失うと解釈される¹⁷⁵⁾。すなわち、有罪答弁の任意性・知悉性がないこと¹⁷⁶⁾、事実的基礎や公訴事実の告知等に関する裁判所の規則11条違反¹⁷⁷⁾、地方裁判所のした撤回却下に対する上訴¹⁷⁸⁾、答弁取引の合意が弁護人の不適切な行為により生じたという効果的弁護違反¹⁷⁹⁾、検察官の合意内容義務違反¹⁸⁰⁾、被告人がこれらを根拠に上訴したとき、裁判所は上訴権放棄条項にもかかわらず、本案の審査をしなければならない。上訴権放棄条項が有力に審査を排除するといえるのは、被告人に言い渡された量刑が答弁取引で合意された量刑を超えていない事案で、被告人が量刑審理で生じた手続違反や、量刑結果にのみかわる効果的弁護違反を根拠に、量刑破棄を求めた場合だと考えられる。

5. 合意内容義務違反

検察官が答弁取引による合意内容とされた義務を果たさなかったとき、被告人は、合意内容の履行をさせるか、有罪答弁を撤回するか、いずれかの救済を得ることができる¹⁸¹⁾。この規範を打ち出した *Santobello v. New York* は、答弁取引によって検察官は量刑審理で求刑しないという約束をしたにもかかわらず、実際には検察官が求刑をしたため、弁護人が即時の異議を述べたという事案だった。*Santobello* 事件は合意内容義務違反の救済が認められる理由につき、被告人は答弁取引によって何かしら有利な量刑を期待して有罪答弁するのであり、手続保障の観点から、そのような約束は守られなければならないからだと説明した¹⁸²⁾。

このように、検察官の合意義務違反によっても有罪答弁は破棄されることがある。ただし、検察官の義務違反に対して、地方裁判所で異議を提出していなければ *plain error* 審査となる¹⁸³⁾。

Ⅶ ま と め

以上のとおり、被告人は、一定の根拠で有罪答弁の破棄を求めることができる。有罪答弁の任意

性・知悉性がない場合、憲法上の権利侵害を生じ、破棄を導く。また、合衆国最高裁判例により規則11条違反、答弁取引の合意義務違反も有罪答弁の破棄事由となっている。任意性の争いには、一括取引を原因に共犯者から加えられる脅迫など、答弁取引を契機に生じるものも含む。加えて、本稿では取り上げることのできなかった効果的弁護違反の主張でも、被告人は救済を得る可能性がある。

このように、一度有罪答弁した被告人が撤回、上訴や間接的攻撃の手続で、破棄の根拠として主張できる事項は限定的である。その限定的な主張も大半は有罪答弁の要件にかかわる。とりわけ、答弁取引に関する規律は、極めて薄い。合衆国最高裁は Hayes 事件で、答弁取引において、訴追裁量を手段とする答弁取引をデュープロセス条項で禁止するという解決を採らなかった。本件以降は、答弁取引で検察官が使用する手段について直接の審査を控え、ほとんど沈黙したままである。下級審もまた、検察官の答弁取引手法を制限することには消極的である。控訴裁判所は、第三者の利益を内容とする約束にせよ、証言協力にせよ、上訴権放棄条項にせよ、何らかの取引そのものを禁止するという途を選んでいない。その潮流は、Hayes 事件での法廷意見の発想と通底しているといえる。かろうじて、第三者の利益を内容とする取引がなされているとき、裁判所が有罪答弁の受理に当たって任意性との関係で特殊の注意を払わなければならないという規範があるという程度である。検察官は、有罪答弁の任意性を失わせない限り、さまざまな取引戦略を取ることができる。

有罪答弁のわずかな破棄根拠を突いた被告人の訴えは、さらに、規則11条の記録という手続上の工夫や、harmless error 法理・plain error 法理といったルールに阻まれる。こうした手続的障壁はとりわけ答弁取引の至上命題の一つである事件処理の終結性確保に欠かせない。有罪答弁のアキレス腱である任意性・知悉性要件に、被告人の事後的な主張に対抗する補強を与えるのが規則11条の手

続記録である。任意性・知悉性があるという、有罪答弁時にした被告人の証言を真実であると強力に推定することで、その推定を覆すための立証責任は極めて重くなる。その一方で、受理手続時の記録を重視することと裏腹だったはずの規則11条違反による破棄もまた、記録の重要性はそのままに、harmless error 法理や plain error 法理の適用を認めることによって、次第に救済範囲が限定されていった。

しかしながら、こうした手続的障壁は、終結性実現のためにあるにもかかわらず、いずれも救済を完全に排除するものではなかった。規則11条の記録はその手続における被告人証言の真实性を推定するにとどまっている。擬制が働くため任意性・知悉性を争い得ないという解釈は合衆国最高裁が明らかに退けている。harmless error 法理、plain error 法理もまた、特に実質的権利への影響の要件との関係で、裁判所の不告知のため、ある権利の有無について誤解を生じたことで被告人が公判審理を受けなかったといえる状況が考えにくくただけであって、規則11条違反があれば有罪答弁が破棄されるという規範を変更するものではなかった。

終結性の確保を志向しながら、事後の審査を完全には否定しないという合衆国最高裁の態度は、上訴権放棄条項の解釈をかながみれば控訴裁判所においても踏襲されているといえる。上訴権放棄条項は、被告人・検察官の間で生じた正当な契約であり、裁判所もまた規則11条の手続で合意を受理している。要件を満たす限り、上訴権放棄条項が違法ということもできない。にもかかわらず、被告人が有罪答弁や答弁取引による合意の破棄を求めるときには効力を持たないと解釈され、事後審査を遮らないと判断される。要するに、合衆国最高裁・控訴裁判所は、有罪答弁の終結性を徹底させて、撤回や上訴、間接的攻撃で救済を求める被告人の手続保障を完全に否定しているというわけではない。

本稿は、アメリカ合衆国における連邦上の有罪答弁・答弁取引制度について、事後的な破棄という側面から、その構造を素描した。結論として、有罪答弁の破棄は、その根拠が限定され、手続整備によって救済範囲を極小化している一方、これを全く認めないという方策は取られていない。やや図式的な言い方をすれば、裁判所の規範は、有罪答弁の終結性と被告人の手続保障の間でせめぎ合っている。

むしろ、合衆国最高裁や控訴裁判所の規範が終結性の側に偏りすぎているという評価はありうるだろう。そのような懸念はおそらく正当である。しかし、仮に裁判所の発想が終結性の極により過ぎていたとすれば、それでもなお有罪答弁や合意の破棄可能性を一定限度認めていることは、かえって、侵害できない手続保障の領域があると裁判所が考えていることを黙示的であれ示唆するようにも見える。

- 1) Hill v. Lockhart, 474 U.S. 52 (1985) によって、Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) の効果的弁護違反の基準が有罪答弁被告人に及ぶと判断される以前の有罪答弁と弁護権の関係について論じたものに、椎橋隆幸「合衆国の答弁取引における弁護人の役割」『刑事弁護・捜査の理論』（信山社、1993年）165頁がある。また、Padilla v. Kentucky, 559 U.S. 356 (2010), Missouri v. Frye, 566 U.S. 134 (2012), Lafler v. Cooper, 566 U.S. 156 (2012) という近時の合衆国最高裁判例の展開を追った邦語文献に、清水真「有罪答弁制度と効果的弁護」椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学 上』（信山社、2016年）339頁がある。
- 2) McCarthy v. United States, 394 U.S. 459, 466 (1969)
- 3) See North Carolina v. Alford, 400 U.S. 25, 37 (1970)
- 4) なお、アメリカの学説上、検察官から明示の約束がなくとも、公判を選択した場合との法定刑の格差や量刑評価上の有利などの理由で刑の軽減がなされることを見越して被告人が有罪答弁する場合も含めて答弁取引と呼ぶことがある。これは、何かしら量刑の誘引があれば有罪答弁の任意性に疑いが生じると把握し、そのような有罪答弁も答弁取引という概念で捉えたいという問題意識から、一方的な有罪答弁でも答弁取引の定義に該当するとしたのだと考えられる。See Conrad G. Brank, *The Problem of Voluntariness and Coercion in the Negotiation Plea*, 13 LAW & SOC'Y REV. 527, 528 (1979). 本稿では明示の約束に限定して答弁取引と呼ぶ。
- 5) Brady v. United States, 397 U.S. 742 (1970)
- 6) Santobello v. New York, 404 U.S. 257 (1971)
- 7) Fed. R. Crim. P. 10 (a) (1), (2)
- 8) Fed. R. Crim. P. 11 (a) (1)
- 9) Fed. R. Crim. P. 11 (a) (4)
- 10) 宇川春彦「司法取引を考える (1)」判例時報1583号39頁 (1998年)。現に、無罪の答弁をしてから有罪答弁に変更する事案は多数存在する。
- 11) Fed. R. Crim. P. 11 (g)
- 12) Fed. R. Crim. P. 11 (b) (1) (E)
- 13) See United States v. Vonn, 535 U.S. 55, 69 (2002)
- 14) Fed. R. Crim. P. 11 (b) (3)
- 15) Fed. R. Crim. P. 11 (c) (2)
- 16) Fed. R. Crim. P. 11 (c) (1) (A), (B), (C)
- 17) Fed. R. Crim. P. 11 (c) (5)
- 18) Fed. R. Crim. P. 11 (c) (5)
- 19) Fed. R. Crim. P. 11 (c) (3) (B)
- 20) Fed. R. Crim. P. 11 (d) (1)
- 21) Fed. R. Crim. P. 11 (d) (2) (A)
- 22) Fed. R. Crim. P. 11 (d) (2) (B)
- 23) 答弁取引による合意がA・C類型であるとき、その受理は、II 3で述べたように、量刑前報告書の審査時点まで延期することができる。しかし、だからといって、有罪答弁受理の時点が答弁取引の合意を受理する時点まで繰り下がることにはならない。United States v. Hyde, 520 U.S. 670 (1997)
- 24) United States v. Powell, 354 F.3d 362, 370 (5th Cir. 2003)
- 25) *Id.* at 371
- 26) United States v. Gonzalez, 202 F.3d 20, 28-29 (1st Cir. 2000)
- 27) United States v. Davis, 239 F.3d 283, 287-288 (2d Cir. 2001); United States v. Mainer, 383 F.2d 444 (3d Cir. 1967)
- 28) See United States v. Robinson, 587 F.3d 1122, 1131 (D.C. Cir. 2009)

- 29) Fed. R. Crim. P. 11 (e)
- 30) 1990年代までの間接的攻撃についてはあるが、詳しくは、宮城啓子『裁量上告と最高裁判所の役割—サーシオレイライとヘビアス・コーパス—』(千倉書房, 1998年)
- 31) *Johnson v. Zerbst*, 304 U.S. 458, 464 (1938)
- 32) なお、有罪答弁の任意性・知悉性要件について論じた邦語文献に大久保正人「自白から有罪答弁へ」*桃山法学*19号(2012年)1頁、南迫葉月「協議・合意制度における虚偽供述の防止についての研究(1)」*法学論集*180巻4号(2017年)105頁がある。
- 33) *Brady*, 397 U.S., at 755
- 34) *Id.* at 749-750
- 35) *Waley v. Johnston*, 316 U.S. 101 (1942)
- 36) *United States v. Anderson*, 468 F.2d 440 (5th Cir. 1972)。もちろん、偽証罪で処罰される可能性を警告することが常に脅迫となるのではなく、むしろそうすることが望ましい場合もある。本件では裁判所が「公判に進めば」ということを強調したという事情があり、そのため答弁の自由が失われたと評価されている。*Id.* at 442
- 37) *Diamond v. United States*, 432 F.2d 55 (9th Cir. 1970)
- 38) *United States v. Cortez*, 973 F.2d 764 (9th Cir. 1992)
- 39) *United States v. Marzgliano*, 588 F.2d 395 (3d Cir. 1973)
- 40) *Brady*, 397 U.S., at 742
- 41) *Id.* at 747
- 42) *Id.* at 757
- 43) *Henderson*, 426 U.S., at 645; *Bousley v. United States*, 523 U.S. 614, 618 (1998)
- 44) *Brady*, 397 U.S., at 755
- 45) *McCarthy*, 394 U.S., at 466
- 46) *Smith v. O'Grady*, 312 U.S. 329, 334 (1941)
- 47) *Henderson*, 426 U.S., at 645-646
- 48) *Id.* at 646; *id.* at 649 (White, J., concurring)
- 49) *Id.* at 647 n.18
- 50) *Romero v. Furlong*, 215 F.3d 1107 (10th Cir. 2000)
- 51) *Bousley*, 523 U.S., at 618; *Henderson*, 426 U.S., at 647; *id.* at 649 n.2 (White, J., concurring)
- 52) しかし、被告人のみならず、検察官・裁判官・弁護人のいずれも構成要素の内容を理解していなかったときには、形式的に規則11条の手続が履踐されて
- いたとしても、被告人に適切な説明があったとはいえず、知悉性が否定される。*See Bousley*, 523 U.S., at 618-619。このような事態は、典型的には被告人の有罪答弁後、合衆国最高裁が新しく構成要素の解釈を示し、それが遡及適用される場合に生じる。*See Id.*
- 53) *United States v. Hernandez*, 234 F.3d 252 (5th Cir. 2002)
- 54) *Jamison v. Klem*, 544 F.3d 266 (3d Cir. 2008)
- 55) *Carter v. McCarthy*, 866 F.2d 1373 (9th Cir. 1986)
- 56) *Hill*, 474 U.S., at 56
- 57) *United States v. Williams*, 104 F.3d 213 (8th Cir. 1997)
- 58) *Duke v. Cockerell*, 292 F.3d 414 (5th Cir. 2002)
- 59) *United States v. Muhanmad*, 747 F.3d 1234 (10th Cir. 2014)
- 60) *United States v. Delgado-Ramos*, 635 F.3d 1237 (9th Cir. 2011)。なお、合衆国最高裁は、*Padilla v. Kentucky*で、有罪答弁の結果生じる移民に関わる事項を弁護人が告知しなかったことに効果的弁護違反があり、弁護人の告知義務は直接の結果か間接の結果かを問わずに生じると判断した。*Padilla*, 559 U.S., at 366。しかし*Padilla*事件は、知悉性の文脈で判断したのではなく、知悉性のためにも間接的結果である移民上の結果の認識が必要であるとは直ちにはいえない。*Delgado-Ramos*, 635 F.3d, at 1241
- 61) ただし、量刑審理における自己負罪拒否特権・黙秘権まで放棄されるわけではない。*Mitchell v. United States*, 526 U.S. 314 (1999)
- 62) *See Wilkins v. Erickson*, 505 F. 2d 761, 764 (9th Cir. 1974)
- 63) *United States v. Avila*, 733 F.3d 1258 (10th Cir. 2013)
- 64) *Tollett v. Henderson*, 411 U.S. 258, 266 (1973)
- 65) *Id.* at 267
- 66) *Id.* at 266
- 67) *Id.*
- 68) *Blackledge v. Perry*, 417 U.S. 21, 30 (1974); *Menna v. New York*, 423 U.S. 61, 62 (1975) (per curiam)
- 69) *United States v. Broce*, 488 U.S. 563, 565 (1989)
- 70) *Id.* at 565 (1989)
- 71) *Id.* at 571
- 72) *Id.* at 575-576
- 73) Fed. R. Crim. P. 12 (b), (c), (e)

- 74) Advisory Committee's Note on 1983 Amendments to Fed. R. Crim. P. 11 (a)
- 75) Advisory Committee's Note on 1975 Amendments to Fed. R. Crim. P. 11 (e)
- 76) *See* United States v. Long, 722 F.3d 257, 262 (5th Cir. 2013)
- 77) McCarthy, 394 U.S., at 470
- 78) Boykin v. Alabama, 395 U.S. 238 (1969)
- 79) *See* McCarthy, 394 U.S., at 345
- 80) Blackledge v. Allison, 431 U.S. 63, 74 (1977)
- 81) United States v. Weathington, 507 F.3d 1068, 1073 (7th Cir. 2007)
- 82) Allison, 431 U.S., at 74; Fontaine v. United States, 411 U.S. 213, 215 (1973)
- 83) *See* Allison, 431 U.S., at 75-76
- 84) *See* United States v. White, 366 F.3d 291, 296 n.4 (4th Cir. 2004)
- 85) McCarthy, 394 U.S., at 465
- 86) *Id.* at 468-469
- 87) *Id.* at 470-471
- 88) *Id.* at 469-470
- 89) United States v. Timmreck, 461 U.S. 780, 784 (1979)
- 90) *Id.*
- 91) Fed. R. Crim. P. 52 (a). なお、実質的権利の訳語は、津村政孝「憲法上の権利の侵害とハームレス・エラーの理論」芦部信喜先生古稀記念『現代立憲主義の展開 上』(有斐閣、1993) 799頁、宮城啓子「控訴審における事実誤認の審査とハームレス・エラー・ルール」八木國之博士追悼論文集『刑事法学の新展開』(酒井書店、2009) 115頁によった。
- 92) Kotteakos v. United States, 328 U.S. 750, 764-765 (1946)
- 93) Powell, 354 F.3d, at 367 (5th Cir. 2003)
- 94) United States v. Martinez, 277 F.3d 517, 527 (4th Cir. 2002)
- 95) Vonn, 535 U.S., at 59
- 96) Fed. R. Crim. P. Rule 52 (b)
- 97) Yakus v. United States, 321 U.S. 414, 444 (1944)
- 98) United States v. Olano, 507 U.S. 725 (1993)
- 99) *Id.* at 734-735
- 100) United States v. Dominguez Benitez, 542 U.S. 74, 83 (2004)
- 101) ただし、plain error 法理は規則11条違反の主張のみに当てはまるわけではない。地方裁判所で提出されなかった主張であれば、知悉性に関する主張であっても plain error 審査となる。United States v. Ochoa-Gonzalez, 598 F.3d 1033 (8th Cir. 2010)。しかし、知悉性は有罪答弁の要件そのものだから、知悉性が欠けると評価されれば plain error 基準の4要件も満たすものがほとんどだろう。plain error 法理が救済を遮断する効果を十分に発揮するのは、規則11条違反と、答弁取引の合意内容違反の場合である。
- 102) 規則11条違反について harmless error 審査か、plain error 審査かを分けるのは、被告人が撤回の申立てをし、規則11条違反を根拠として公正かつ正当な理由がないと主張したか、上訴審において初めて規則11条違反の主張をしたかによる。たとえ規則11条の手続で即時の異議を提出していなかったとしても、撤回の主張内容に含まれていれば、地方裁判所のレベルで規則11条違反に対する異議があったと評価することができるため、plain error 審査ではなく harmless error 審査の対象となる。Powell, 354 F.3d, at 367. 撤回は、上訴に代わって規則11条違反に対する有利な救済手段となり、その重要性が大きくなっている。See Vonn, 535 U.S., at 72
- 103) Dominguez Benitez, 542 U.S., at 82-83
- 104) Fed. R. Crim. P. 11 (b) (3)
- 105) Advisory Committee's Note on 1966 Amendment to Fed. R. Crim. P. 11
- 106) 1A CHARLES ALAN WRIGHT & ANDREW D. LEIPOLD, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE, 264 (4th ed. 2008)
- 107) McCarthy, 394 U.S., at 467
- 108) 不抗争の答弁の歴史的経緯については、e.g. Alford, 400 U.S., at 36 n.8
- 109) United States v. Rea-Beltran, 457 F.3d 695, 701 (7th Cir. 2006)
- 110) United States v. Smith, 160 F.3d 117, 121 (2nd Cir. 1998)
- 111) Rea-Beltran, 457 F.3d, at 701
- 112) Advisory Committee's Note on 1975 Amendment to Rule 11 (f)
- 113) United States v. Malave, 22 F.3d 145, 148 (7th Cir. 1994)
- 114) United States v. Mobley, 618 F.3d 539, 545 (6th Cir. 2010)
- 115) Alford, 400 U.S., at 38
- 116) Santobello, 404 U.S., at 261

- 117) *Bordenkircher v. Hayes*, 434 U.S. 357 (1978)
- 118) *Perry*, 417 U.S., at 27
- 119) *Id.* at 28-29
- 120) *Hayes*, 434 U.S., at 363
- 121) *Id.* at 365
- 122) William T. Pizzi, *Prosecutorial Discretion, Plea Bargaining and the Supreme Court's Opinion in Bordenkircher v. Hayes*, 6 HASTINGS CONST. L.Q. 269, 291 (1979)
- 123) *Hayes*, 434 U.S., at 360-361
- 124) William J. Stuntz, *Bordenkircher v. Hayes: Plea Bargaining and the Decline of the Rule of Law*, in CRIMINAL PROCEDURE STORIES 351, 357-358 (Carol S. Steiker ed., 2006)
- 125) *Id.* at 359-360, 367
- 126) *See Hayes*, 434 U.S., at 364
- 127) *See Stuntz*, *supra* note 124, at 364
- 128) *William v. Solem*, 571 F.2d 435 (8th Cir. 1978)
- 129) 5 WAYNE R. LAFAVE ET AL., CRIMINAL PROCEDURE, 673 (4th ed. 2016); *See also Nyugen v. United States*, 114 F.3d 699, 704 (8th Cir. 1997)
- 130) *United States v. Mescual-Cruz*, 387 F.3d 1, 3 (1st Cir. 2004); *United States v. Hodge*, 412 F.3d 479, 489 (3d Cir. 2005)
- 131) *Nyugen*, 114 F.3d, at 704
- 132) *United States v. Whalen*, 976 F.3d 1346 (10th Cir. 1992)
- 133) *Hayes*, 434 U.S., at 354 n.8
- 134) *See Hodge*, 412 F.3d, at 489
- 135) *Id.* at 491-492
- 136) *Mescual-Cruz*, 387 F.3d, at 7
- 137) *United States v. Abbott*, 241 F.3d 29, 35 (1st Cir. 2001)
- 138) *Id.* at 35-36
- 139) なお、少なくとも201条(c)(2)との関係では、証言協力がなされたのが答弁取引か否かは問題とならない。言い換えれば、証言協力を理由に全訴追の取消しおよび不訴追の約束を得た場合と、証言協力と有罪答弁を理由に量刑上の利益等を得る答弁取引をした場合とで本条の適用可能性は変わりがない。証言協力の問題は、有罪答弁・答弁取引と切り離して論じうる。
- 140) *United States v. Singleton*, 144 F.3d 1343 (10th Cir. 1998); 165 F.3d 1297 (10th Cir. 1999) (en banc)
- 141) *Singleton*, 144 F.3d, at 1351
- 142) *Id.* at 1348
- 143) *Id.*
- 144) *Id.* at 1348-1351
- 145) *Id.* at 1351
- 146) *Id.* at 1345-1346
- 147) *Id.* at 1359
- 148) *Singleton*, 165 F.3d, at 1297
- 149) *Singleton*, 144 F.3d, at 1346-1348
- 150) *Singleton*, 165 F.3d, at 1300
- 151) *Id.* at 1301
- 152) *Id.* at 1300
- 153) *Id.* at 1302
- 154) *See United States v. Hunter*, 193 F.3d 173, 174 (3d Cir. 1999)
- 155) *See United States v. Morris*, 633 F.3d 885, 888 (9th Cir. 2011)
- 156) *Singleton*, 165 F.3d, at 1302 n.2
- 157) *Id.* at 1302
- 158) なお、上訴権のみならず、間接的攻撃の放棄を約束することももちろんある。本文では、間接的攻撃も含めて上訴権放棄条項と呼んでいる。
- 159) *United States v. Teeter*, 257 F.3d 14, 23 (1st Cir. 2001)
- 160) *Abney v. United States*, 431 U.S. 651, 656 (1977)
- 161) *United States v. Navarro-Botello*, 912 F.2d 318, 321 (9th Cir. 1990)
- 162) *Id.* at 320
- 163) *Teeter*, 257 F.3d, at 22
- 164) *United States v. Story*, 439 F.3d 226, 230 (5th Cir. 2006)
- 165) *Id.* at 231
- 166) *Teeter*, 257 F.3d, at 25
- 167) *See United States v. Woltman*, 610 F.3d 37, 40 (2nd Cir. 2010)
- 168) *United States v. Tanner*, 721 F.3d 1231, 1233 (10th Cir. 2013)
- 169) *United States v. Smith*, 618 F.3d 657, 665 (7th Cir. 2010)
- 170) *United States v. Winans*, 748 F.3d 268, 270 (6th Cir. 2014)
- 171) *United States v. Spear*, 753 F.3d 964 (9th Cir. 2014)
- 172) *Winans*, 748 F.3d, at 271
- 173) *United States v. Chambers*, 710 F.3d 23, 30 (1st

- Cir. 2013)
- 174) *United States v. Torres-Oliveras*, 583 F.3d 37, 43 (1st Cir. 2009)
- 175) *See United States v. Sevilla-Oyola*, 770 F.3d 1, 10 (1st Cir. 2014)
- 176) *United States v. Paul*, 634 F.3d 668, 671 (2d Cir. 2011). 巡回区によっては、上訴権放棄条項の有効要件である上訴放棄の任意性・知悉性を、答弁取引による合意の任意性・知悉性と解し、その中に有罪答弁の任意性・知悉性を含ませるところがある。 *United States v. Rollings*, 751 F.3d 1183, 1190 (10th Cir. 2014)
- 177) *United States v. Alvarado-Casas*, 715 F.3d 945, 951-953 (5th Cir. 2013)
- 178) *Chambers*, 710 F.3d, at 27
- 179) *Hurlow v. United States*, 726 F.3d 958, 966-967 (7th Cir. 2013)
- 180) *Long*, 722 F.3d, at 260 n.2
- 181) *Santobello*, 404 U.S., at 263
- 182) *Id.* at 262
- 183) *Puckett v. United States*, 556 U.S. 129 (2009)

